

## 神奈川県病院学会における 一般演題の基本的な考え方（案）

- ① 県病院学会の一般演題は、幅広い多職種を発表を病院関係者が相互に情報共有することに意義があること
- ② 査読制度を設けておらず、特定の分野の学術的な業績となる取り扱いとしていないこと
- ③ 発表演題の内容・取扱いについては、第一義的に発表者個人の責任に委ねられるべきこと

上記の考え方のもと、一般演題募集にあたり、「他の学会等で発表済の内容でも可能」とするが、応募にあたり他学会等で発表済みの場合は、発表者において、以下の点を遵守することとする。

- ① 当該学会等の規程等に抵触していないことを確認すること
- ② 他学会等で発表済である旨を明記すること

次回（第42回）以降の一般演題募集要領において、これらの遵守事項を明記することとする。

今回は、発表原稿の提出の際に、個別に確認をする。

## 【参考】各学術誌等の投稿規程

団体、名称等	規程等（抜粋）
<p>【医療ソーシャルワーカー協会】 ※各県の協会では投稿規程等を定めている。</p>	<p>（例）愛知県医療ソーシャルワーカー協会投稿規定 当協定会款の目的に沿う実践報告、論文、調査報告等として投稿を受け付けするが、<u>その原稿は未発表のものとし、他誌に掲載されていないもの、他誌に同時投稿中でないものに限定する。</u></p>
<p>【日本栄養士会雑誌投稿規程】</p>	<p>3. <u>投稿原稿の内容は、本誌に掲載される前に他の出版物やインターネット媒体に発表されていないものに限る。</u></p>
<p>【日本看護学会誌投稿要綱】</p>	<p>2. 投稿資格及び条件 2) <u>未発表の内容であること 他学会誌 および出版物等に未投稿、未掲載のものに限る。ただし学会・研究会抄録集、修士論文・博士論文（既に機関リポジトリに全文を公開している論文は除く）、科学研究費報告書、事業報告書に発表された内容は二重投稿とはみなさないが、その旨を本文内に付記すること。</u> 6) <u>本学会誌における投稿及び掲載後、他の学会、研究会および出版物等に本質的に同じ（目的、方法、結果、考察が同じ）内容について、投稿や発表を行わないこと。</u></p>
<p>【日本公衆衛生雑誌投稿規定】 （日本公衆衛生学会）</p>	<p>2. <u>他誌に発表された原稿（印刷中、投稿中も含む）の投稿は認めない。</u></p>
<p>【学術誌「作業療法」論文投稿に関する倫理指針】 （日本作業療法士協会）</p>	<p>3 二重投稿の禁止 <u>同一の研究内容、または本質的に同じ内容の論文原稿を複数の雑誌に投稿してはならない。</u></p>
<p>【「精神保健福祉」投稿要項】</p>	<p>2. <u>原稿の投稿、あるいは公表は、二重（多重）に行ってはならない。</u></p>
<p>【日本薬剤師会雑誌 論文等投稿規程】</p>	<p>2. 投稿原稿の種類：投稿論文の種類は、原著 [Regular Article]、調査報告 [Research Report]、To Editor（編集者への手紙）及び会員レターとする。<u>すでに発表したもの、または投稿中のものは掲載しない。</u></p>
<p>【日本病院薬剤師会雑誌論文投稿規程】</p>	<p>3. 論文の種別および言語 本誌に掲載する論文は病院、診療所、介護保険施設等における薬剤業務に関連した内容をテーマとし、学術的価値を有し、会員に有用な情報を提供するものとする。 (3) 抄録を除き、国内外学術雑誌に掲載済みであったり投</p>

	稿中の論文は掲載しない。
【日本放射線技術学会雑誌投稿および審査規程】	第5条 2. <u>学術論文（別表の(1)号：原著・臨床技術・資料・総説）は既に学術誌・リポジトリ等に発表あるいは投稿されていないものに限る。</u>
【「理学療法学」投稿規程】	4. 投稿原稿の条件 <u>投稿原稿は、他誌に発表、または投稿中の原稿でないこと。</u>
【日本臨床衛生検査技師会「医学検査」論文作成投稿要領】	《論文内容》 1. 医学検査に関する、他誌に未発表のものに限ります。 2. 二重投稿とみなされるものは次の通りです。ご注意ください。 1) 著書、研究会の proceedings、商業誌などの如何を問わず、 <u>すでに原著形式で発表されていて対象が基本的に同じであり、方法が同じで結果、考察に新しいものがない場合（図表のない学会抄録は除く）。</u> 2) <u>総説であっても他誌・他書籍との二重投稿と認められる場合は掲載しません。</u>
【日本臨床工学技士会 会誌投稿に関する規程】	2. 投稿内容 論文の内容は臨床工学に関するもので、会員に対して有益な内容であり、かつ <u>今までに商業誌、海外雑誌を含めて他紙に発表されていないもの、あるいは投稿中でないものに限るものとする。</u>
【日本外科学会定期学術集会における二重発表の取扱い】	<二重発表の定義> <u>既に発表されたものと実質的に同じ内容の発表。</u> 特殊発表（講演、シンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップなど）では問題とならない。 <u>一般演題では原則として好ましくないが、既発表であることを明記すれば学術集会会頭の裁量で発表可能なこともある。</u> <対策> (1) <u>二重発表の可能性があれば、既発表演題について学会・研究会名と演題名、発表年月を演者が演題登録時に自己申告する。</u> (2) 演題の採否は会頭に一任する。この際 (2) の申告内容は originality、独創性についての評価対象に含まれる。特にプレナリー演題、学会賞演題などの採用にあたっては重要視される。